

枚方市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

引き続きハローワークなど関係機関と連携して雇用対策事業に取り組んでいくとともに、国の緊急雇用対策事業を有効に活用し、雇用創出を図っていきます。(産業振興課)

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

就労困難者を対象とした地域就労支援事業について、大阪府・市町村就労支援事業推進協議会に参画し、引き続き取り組んでいきます。(産業振興課)

離職により住宅を喪失した方または喪失の恐れのある方への支援としては、平成21年10月1日から離職者が就職活動を安心して行うことができるよう住宅手当の給付事業(「住宅手当緊急特別措置事業」)を実施しています。また、本住宅手当給付事業とあわせて、大阪府社会福祉協議会が実施主体で枚方市社会福祉協議会が窓口となり、当該住宅手当支給者に対して住宅入居費や生活費の貸付を行う「総合支援資金の貸付」等の貸付業務も行っています。

今後も枚方市社会福祉協議会・ハローワークとも連携して、離職者が住宅を確保し、安心して求職活動を行い就労できるよう支援していきます。

なお、ホームレスの人に対しては、引き続き巡回相談事業などを行っていきます。

(福祉総務課)

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

引き続き、国・府からの各種労働法制に係るリーフレットによる周知依頼について、産業振興課窓口で配架し周知協力を行ってまいります。また、市民から労働に係る相談を受けた場合には、北大阪労働基準監督署をご案内しています。(産業振興課)

労働契約法など法令の施行・改正や最低賃金の改定については、リーフレットの配布・広報掲載等により周知に努めています。(市民活動課)

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。また、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

本市では委託業務契約の一部において、価格だけでなく入札企業の雇用条件や環境等への取り組み状況を加味した総合評価落札方式を試行導入しています。試行にあたり、平成19年11月に「委託業務に関する入札に係る総合評価落札方式ガイドライン」を策定し、価格以外の評価項目として、障害者や就職困難者等の多様な雇用、また、ISO14001の認証取得や環境報告書の作成状況等の設定をしました。以後、このガイドラインを基準として3件の委託業務に総合評価落札方式を導入しており、今後も引き続き委託業務において総合評価落札方式の導入を図ってまいります。

公契約条例の制定については、労働者の賃金等労働条件向上のための規制は、基本的には一地方公共団体によるのではなく国全体の政策として実施されるべきであると考えており、国や他の自治体の動向を注視してまいります。(総合契約検査室)

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

また、上記実現のため、市の各種審議会等に労働者の代表を入れること。

(回答)

本市では、啓発活動として、府が発行するパンフレットを枚方事業所人権推進連絡会に加入している149事業所に配布するとともに、内閣府が作成するパンフレットを男女共同参画推進事業実施時に参加者に配布しています。また、ホームページへの掲載を行うとともに、メセナひらか

た会館において「ワーク・ライフ・バランス展」を開催しました。

今後も、個々人のライフステージに応じた多様な生き方や働き方が選択できる社会の実現に向けた取り組みにより、多様性を尊重した活力ある社会の構築や次世代育成が促進されるよう、啓発活動を行っていきます。
(人権政策室)

本市の職員に対しては、総労働時間の短縮を図る観点から、管理職員に対し事務事業の見直しとその効率的な執行の推進について周知を行うほか、いわゆる「ノー残業デー」として全職員を対象とした定時退庁日(毎週水曜日)の設定を行い、その徹底に取り組んでいます。

また、次世代育成の立場から「枚方市特定事業主行動計画」を策定し、時間外勤務の縮減、休暇取得の促進等を取り組みの重点項目として掲げ、それぞれ目標数値を設定し推進しています。
(職員課)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

産学公連携については、平成18年4月に設立された「ひらかた地域産業クラスター研究会」に対し、市は大阪府等と共にオブザーバーとして参加し、地域活性化支援センター内に同研究会の事務局を設置するなど活動を支援しています。また、地域活性化支援センターでは、産業クラスター構築の取り組みや企業団地及び会員企業を対象としたホームページ作成支援をはじめ、企業経営に関する様々な相談を受け専門家によるアドバイスを行うほか、各種セミナーやIT講習会などを開催し、市内中小企業の経営力向上に向けた支援を図っていきます。
(産業振興課)

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

本市では、津田サイエンスヒルズへの企業誘致を推進するため、企業立地促進奨励金制度を実施してきました。当該地域において大阪府が計画していた区画への企業誘致を終えたため、平成19年度から地域産業基盤強化奨励金制度を創設し、市内の産業集積地域への企業立地・設備投資の促進を図っています。引き続き、同制度の周知に努めていきます。
(産業振興課)

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。ま

た、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

本市の官公需は、従来から競争性を確保できない等特殊な事情がある場合を除き、市内中小事業者への発注を原則としています。(総合契約検査室)

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

本市では、請負工事の契約締結時には「枚方市の公共工事の受注にあたって」という文書を配布し、各種関係法令の遵守や下請負契約及び工事代金等の支払いの適正化を促しています。

また、下請負契約及び工事代金等の支払いの適正化に係る国からの文書を掲示し、周知しています。(総合契約検査室)

3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

本市では、より効率的かつ効果的な行政運営を進めるため、平成20年10月に「枚方市構造改革アクションプラン【改定版】」を策定しました。同プランでは基本的な取り組み方向や数値目標などを掲げており、現在、具体の課題・項目を達成するため取り組みを進めているところです。なお、同プランの内容や取り組み状況はホームページ及び市役所の情報公開コーナーで公表しているところです。(行政経営改革課)

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

市民から市長への提言はがき、手紙及びメール等による市政に対するご意見やご要望について

は、市民相談課で広聴事案として受付しています。 (市民相談課)

市民の方やNPO等からのご意見やご提言などを参考にニーズを把握し、必要性や緊急性・効率性などを総合的に判断して事業化や予算化を行っています。今後も効果的に事業化するために、市長への提言はがきや、手紙及びメール等による市政に対するご意見等の把握に努めていきます。

(企画政策課)

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(一括回答)

(3) について、地方分権の推進については、本市の特性や住民の利便性・効率性等を踏まえつつ、府との重複している事業、事務事業や市町村への権限・税財源を見極めながら推進していきます。 (企画政策課)

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

地方税財源の充実確保に向けては、国と地方の事務配分を踏まえ、国から地方へのさらなる税源の移譲や、地方交付税の必要な所要額の確保などが行われるよう、市長会等を通じ引き続き積極的に取り組んでいきます。 (企画政策課)

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

行政評価制度については、より効率的で効果的な施策の推進や見直しに反映するため、市民に

よる評価や外部委員の意見も取り入れた施策評価制度の導入を検討し、あわせて事務事業評価制度の見直しを行うなど、制度全体の再構築を行っていきます。（行政経営改革課）

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者（医師・看護師など）の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

地域医療連携体制の充実のため、北河内7市・大阪府及び地元医師会等で構成する「北河内保健医療協議会」(事務局：四條畷保健所)が開催されており、今後も本協議会を通じて関係機関との連携を深め、本市の医療連携体制の充実に努めます。（健康総務課）

従来より医療従事者の処遇改善に努めていますが、平成21年2月には看護体制充実プログラムを策定し、プログラムに沿った処遇改善・職場環境の整備を進めているところです。平成22年度においても、プログラムに規定した事項のみならず、意見・要望を十分に聴取しながら、処遇改善・職場環境の整備に努めていきます。（市民病院総務課）

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

介護労働者の質の向上については、介護保険事業従事者を対象として、市独自や介護保険関連職能団体との共催により様々な研修を実施しています。また、大阪府やその他団体が実施する研修の情報を各事業所に案内しています。

福祉人材の確保については、平成21年4月の介護報酬改定において介護従事者の処遇改善が図られているほか、都道府県を実施主体とした「介護職員処遇改善交付金」により介護職員の労働条件の確保・改善に取り組む事業者に対する支援が行われているところです。本市としましても、今後とも介護従事者への支援に取り組むとともに、福祉事業者の処遇改善に向けた国・府の動向について注視していきます。（高齢社会室）

(3) (利用者の実情に合った障害福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

本市では、ガイドヘルパー養成講座を独自に実施してサービス基盤の整備に努めるとともに、移動支援の負担上限額を利用者の所得に応じて無料から月額2,000円と定めています。

今後も引き続き、日中一時支援事業等の地域生活支援事業も含めて、サービス基盤の充実に努めるとともに、利用者が負担可能で利用しやすい制度として継続していききたいと考えています。

(障害福祉室)

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

引き続き北河内地域労働ネットワークに参画し、その一員として北河内地域におけるメンタルヘルスなど勤労者健康管理セミナー等の地域労働ネットワーク事業の企画・実施に協力していきます。

(産業振興課)

本市では、健康増進法に基づき市民の健康づくりに関する各種事業及び啓発を行っています。メンタルヘルスについても、市民の健康づくりの一環として健康講座や健康相談を実施しています。また家庭訪問等を通じてうつや認知症の方の相談を受け、必要に応じて関係部署や関係機関との連携のもと医療機関や関係機関の紹介をしています。これらの保健センターにおける取り組みは、地域保健として実施しています。

(保健センター)

5. 子ども・教育施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

本市では多様化する就労形態や保育ニーズに応えるため、認可保育所全55園で午前7時から午

後7時までの開所時間を基本としており、午後7時以降も16園でさらに開所時間を延長し、うち1園は午後10時まで開所している夜間保育所です。また、パートタイムなどの就労に対応するため、特定保育を10園で実施するとともに、家庭で子育てしている保護者が緊急時等に利用できる一時預かり（一時保育）も10園で実施しています。

さらに本市では地域子育て支援を推進するための独自の取り組みとして、全保育所で0歳児や1歳児を保育所に招待する「保育所ふれあい体験」の実施など地域で子育てを支援する体制の整備を進めています。

今後は、本年度に策定する次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に基づき、大阪府とも連携しながら保育・子育て支援の充実を図っていきます。（子育て支援室）

(2) (学校における子どもの安心・安全)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き、学校における子どもの安心・安全が損なわれないように対策を講じること。

また、幼稚園・保育所にも同様の対策を行うこと。

(回答)

保育所における子どもの安心・安全対策については、門扉のオートロック化などハード面でのセキュリティ対策とあわせ、各保育所において危機管理マニュアルの整備や防犯訓練等を実施しています。また、各保育所に不審者情報等の提供を行うとともに、青色防犯パトロールの実施など、地域も含め子どもを見守る体制の整備を図っていきます。（子育て支援室）

小学校における安全監視事業においては、従来からの人の目による監視の取り組みに加え、平成21年度及び22年度の2ヶ年で、全小学校に正門への監視カメラの設置と正門のオートロック装置に連動したワイヤレスモニターの整備を行います。今後、設置した監視カメラ等の効果を検証していくとともに、地域ぐるみ・まちぐるみで子どもの安全を確保する取り組みを進めてまいります。（教育総務課）

学校園においては、毎年、危機管理マニュアルの見直しや、不審者侵入を想定した防犯訓練、火災や地震等を想定した防災訓練を実施するなど、安全管理体制・安全教育の充実に努めております。今後も、防犯用ホイッスルの携行・活用やこども110番の家の周知、安全マップの作製等の取り組みを通して、子ども自身が自らの力で自らを守る力の育成に取り組んでまいります。（教育相談課）

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

現在、大阪府では小学校1・2年生における35人学級編制が実施されており、35人学級編制が3年生以上にも拡大されるよう大阪府に対して要望しています。(教職員課)

小中学校においては、総合的な学習の時間等を活用して、工場等の施設見学や地域の方を招いた職業講話、地域の商店や施設等の協力による職場体験や農業・福祉・保育体験等の学習に取り組んでいます。

今後も、児童生徒の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を学校の教育活動に位置付け、一人一人の生き方や考え方を大切にしながら進路選択ができるよう、校種間や地域との連携のもと、子どもの成長過程に応じた取り組みを進めてまいります。(教育相談課)

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

就学援助制度につきましては、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し学校でかかる必要な費用を援助することによって、義務教育の円滑な実施に資することを目的としており、そのため本市では、毎年物価動向を勘案しながら就学援助の認定基準額の見直しを実施しています。昨今の厳しい財政状況のなか、支給金額については、他市と同様、要保護児童生徒の国庫補助基準を参考に支給し、この水準の維持に努めているところです。

また本市の奨学金につきましては、経済的理由によって高等学校等に修学することが困難な者に対して、枚方市奨学金制度を昭和39年の施行以来給付制で実施しています。支給金額については、昨今の厳しい財政状況のなか、現行の金額の維持に努めているところです(学務課)

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

本市では、平成20年度に家庭児童相談所の設置による相談体制の充実として、利便性の高い駅前ビルに独立させ、所長以下15人体制(平成21年度)の組織とし、「迅速な虐待対応を行うための虐待対応グループ」と「長期的な相談支援で関わる相談グループ」に分け連携するという、市町村では先駆的な取り組みをしています。このことについて、本年厚生労働省から要保護児童対策模範事業表彰を受けております。

また関係機関ネットワークは、平成11年2月に「枚方市児童虐待問題連絡会議」を設置し(平成17年4月の児童福祉法施行時に「要保護児童対策地域協議会」として位置付け)、関係機関との連携を図りながら児童虐待への適切な対応や防止に向けた取り組みを進めています。

今後も、関係機関との連携を図りながら児童虐待の早期発見・早期対応と継続支援に努めていきます。
(家庭児童相談所)

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

DV被害者に対する相談支援については、メセナひらかた会館の男女共生フロアにおいて、生き方相談(面接)、電話相談及び法律相談を開設しています。また基本計画については、平成22年度に策定する「男女共同参画計画」(計画期間:平成23~32年度)に包含しDV防止及び被害者保護のための施策の充実を検討していきます。

DV防止の啓発及び相談案内については、リーフレットを作成し相談窓口等において配布するとともに、カードを作成し、市駅周辺の商業施設及び病院の協力を得て女性トイレに設置しています。今後も、男女共生フロアを拠点としてDV防止及び被害者支援に取り組んでいきます。

(人権政策室)

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

男女共同参画行動計画の推進を図るとともに、男女共同参画推進条例の早期の成立をめざすこと。

(回答)

現在、「枚方市男女共同参画計画第3次アクションプログラム」に基づき男女共同参画社会の実現に向け取り組みを推進しています。
(人権政策室)

条例の制定については、平成21年第4回定例会に「男女共同参画推進条例(案)」を提出しました。平成22年4月施行をめざしています。
(人権政策室)

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

平成19年6月に策定した「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」では、平成17年度を基準に24年度の市域の二酸化炭素排出量を17%削減することを目標に掲げています。また、同時に策定した「枚方市役所CO₂削減プラン」では、市役所の事業活動から排出される温室効果ガスを平成17年度を基準として24年度に17%削減することを目標に掲げています。本市では、これらの計画に基づき様々な地球温暖化防止に向けた取り組みを進めているところであり、各施策については必要に応じて見直し・拡充等を行っております。

また、平成21年4月には、本市と市内事業者で「枚方市地球温暖化対策協議会」を設立し、地球温暖化対策について事業者との連携を強化するとともに、事業活動を通じた市民等への啓発活動を実施しております。

今後も、国や大阪府の動向を踏まえ、市民・市民団体・事業者と連携・協力を図りながら、全市民的な温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを進めてまいります。(環境総務課)

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

本市では、焼却ごみの半減を目標に、「ごみ処理基本計画」に基づき4Rの実践によるごみの発生抑制を最優先課題とし、市民・事業者と連携・協力しながらごみ減量を進めています。特に家庭ごみの減量と資源化を図るため、平成20年2月からペットボトル及びプラスチック製容器包装の全市域分別収集を実施するとともに、レジ袋や手付かず食品の削減など、ごみを減らして環境にやさしい生活、いわゆる「スマートライフ」の普及・啓発を推進しています。

平成20年度のリサイクル率は約24%となっており、今後も引き続き、市民・事業者のご理解とご協力を得ながら、循環型社会の構築と焼却ごみ半減をめざしてまいります。(減量業務室)

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備については、大阪府の被害想定を目標に随時推進していきます。地域住民なども参加した訓練については、地域防災力の向上に向け支援していきます。避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修については、関係機関と連携強化を図り、安心安全のまち構築に向け随時推進していきます。

(危機管理室)

(3)- 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

公立小中学校の耐震化率は、文部科学省調査による平成21年4月1日現在の全国平均67.0%に対し、本市は74.4%となっております。

本市は、平成18年度から「学校園耐震化5ヶ年計画」に基づき重点的に取り組みを進めており、平成22年度中には全小中学校の耐震化が完了する予定です。(施設整備室)

本市では「枚方市住宅・建築物耐震改修促進計画」を平成19年度に策定し、耐震化に向けた取り組みを進めているところです。

耐震改修補助制度については平成18年度より実施してきましたが、平成20年6月からは一定所得以下の世帯を対象として補助率を15.2%から23%に引き上げてきました(上限は60万円)。また、地域要件の撤廃及び建築物の要件(道路からのアキ寸法等)の見直しを行い助成の拡充を図ってきたところです。

今年度についてはPR活動などで相談件数が急激に増加し、当初予算を上回る補助要望があり、9月補正予算にて増額を行ってきたところです。引き続き、市民がこの制度を活用できるよう普及・啓発に努めます。(監察課)

(4)(治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織(自治会や自警団・夜回り隊など)との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

枚方警察署及び枚方市防犯協議会と連携し防犯活動の強化に努めます。また、子どもの見守り活動では、地域の青色防犯パトロールの実施促進に努めます。(危機管理室)

(5)(街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化(大阪府37.0%)が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況(大阪府45.8%)が全国平均(56.8%)を下回っていることや開かず

の踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など）も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

（回答）

牧野駅周辺整備事業により整備する駅前広場や道路等の公共施設は、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた設計とします。 （市街地整備課）

魅力あるまちづくりにおいてバリアフリー化を進めることは、安全・安心な社会の実現に特に重要と考えています。バリアフリー化の推進にあたっては、鉄道駅を中心とした地区を重点整備地区として、高齢者や障害者等の意見を聞きながら基本構想を策定し鉄道駅や道路等のバリアフリー化を進めており、重点整備地区以外では、道路の新設や改良時に合わせて段差の解消に努めています。

また道路の整備において、平成22年3月末には第二京阪道路が開通しますが、引き続き道路交通網の改善に向け国・府が進める事業との連携を一層強化しながら取り組んでいきます。

次に、バスの運行路線拡大やタクシー事業の適正化・活性化など公共交通網の整備に向けて、今後も引き続き関係事業者及び関係機関に働きかけていきます。公共交通機関の利用促進のPR活動については、地球温暖化防止や交通渋滞解消等の観点からも重要な取り組みであると考えており、路線バスやバスルートマップなどを活用したPRイベントをバス事業者等と協力し、公共交通の利用促進に取り組んでいます。 （土木総務課・交通対策課）

(6)（人権侵害救済制度の確立）

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法（仮称）の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

（回答）

人権侵害にすばやく対応するための人権侵害救済法（仮称）の早期制定が必要であると考えており、早期に法的措置が講じられるよう平成17年3月に市長会を通じて国に対し要望しました。また、平成16年12月市議会で「人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書」が可決されました。今後も引き続き早期制定に向け国に働きかけていきます。 （人権政策室）

(7)（平和発信機能の強化）

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

昭和57年12月、府内で最初の「非核平和都市宣言」を行い、過去の悲惨な経験を風化させず平和の尊さを次世代に伝えていくために、毎年親子非核平和映画会や「平和の日」記念事業などを開催しています。

また、「日本非核宣言自治体協議会」の会員として核実験実施への抗議やイラク問題の平和的解決を求める要請などを当事国に随時行うとともに、「平和市長会議」などの加盟による活動を通じて、国内をはじめ国際社会へ平和な国際社会の実現に向けた意思表明を行っています。

(人権政策室)